

社会福祉法人 清風会
金隈老人保健施設 フラワーハウス博多

介護職員等特定処遇改善加算に伴う給与改善方法について

1.対象者の選定

- ① 経験・技能のある介護職員
10年以上の介護経験者(他施設での経験を含む)で、介護福祉士の資格を有する職員
- ② その他の介護職員
上記①以外の介護職員
- ③ 介護職員以外の職員
介護職員を除く、年収440万円未満の職員

2.給与改善額

(1)常勤職員は、特定処遇改善手当として、下表の金額を毎月の給与で支給する。

対象者	給与改善額(月額)
① 経験・技能のある介護職員	25,000円
② その他の介護職員	13,000円
③ 介護職員以外の職員	5,000円

(2)非常勤職員は、特定処遇改善手当として、下表の金額を毎月の給与で支給する。

対象者	給与改善額(時給)
① 経験・技能のある介護職員	156円
② その他の介護職員	81円
③ 介護職員以外の職員	32円

3.給与改善の期間

令和 6年 4月～令和 6年 5月まで(6月以降は別の手当にて別途支給)

介護職員等ベースアップ等支援加算に伴う給与改善方法について

1.対象者の選定

- ・ 全職員(年俸制職員除く)

2.給与改善額

- (1)常勤職員は、処遇改善支援手当として、月額 8,000円を毎月の給与で支給する。
- (2)非常勤職員は、処遇改善支援手当として、時間給 51円を毎月の給与で支給する。

3.給与改善の期間

令和 6年 4月～令和 6年 5月まで(6月以降は別の手当にて別途支給)

以上